障害者雇用・就労推進
連携プログラム2026

視点１ 地域で生涯にわたって安心して働ける

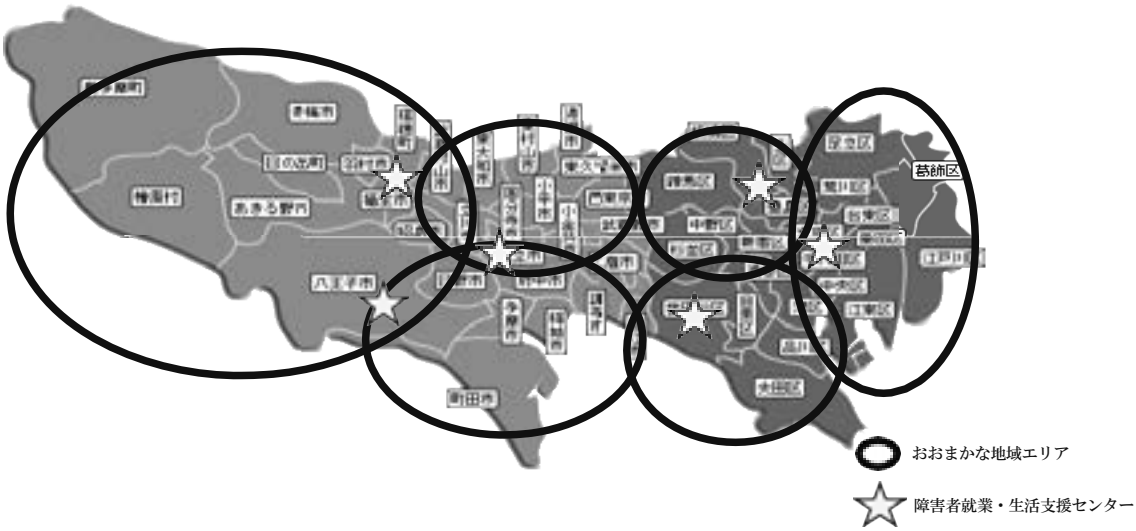
行動１ 地域の就労支援ネットワークを構築します。

都内全域を６ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）に分け、就労支援機関のネットワークを構築、強化します。

障害者就業・生活支援センター（※１）は、各ブロック毎に１か所設置し、すべての区市町村で区市町村障害者就労支援センター（※２）を設置しています。

障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援していきます。

＜ブロック地図＞



※１　障害者就業・生活支援センター
「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」と言います。）に基づき、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

※２　区市町村障害者就労支援センター
障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都、東京都教育委員会）

行動１を具体化する事業

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
1-1　区市町村障害者就労支援事業の充実 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 常勤　1人当たり7,507千円 非常勤1人当たり2,806千円 （都1/2 補助）	51区市町で整備 （23区・26市・2町）	51区市町で整備 （23区・26市・2町）	51区市町で整備 （23区・26市・2町）	身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供する体制を整備するため、引き続き設置を推進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村 障害者就労支援センター
1-2　障害者就業・生活支援センター事業 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。	都内6センターにて事業実施。	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認	【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター

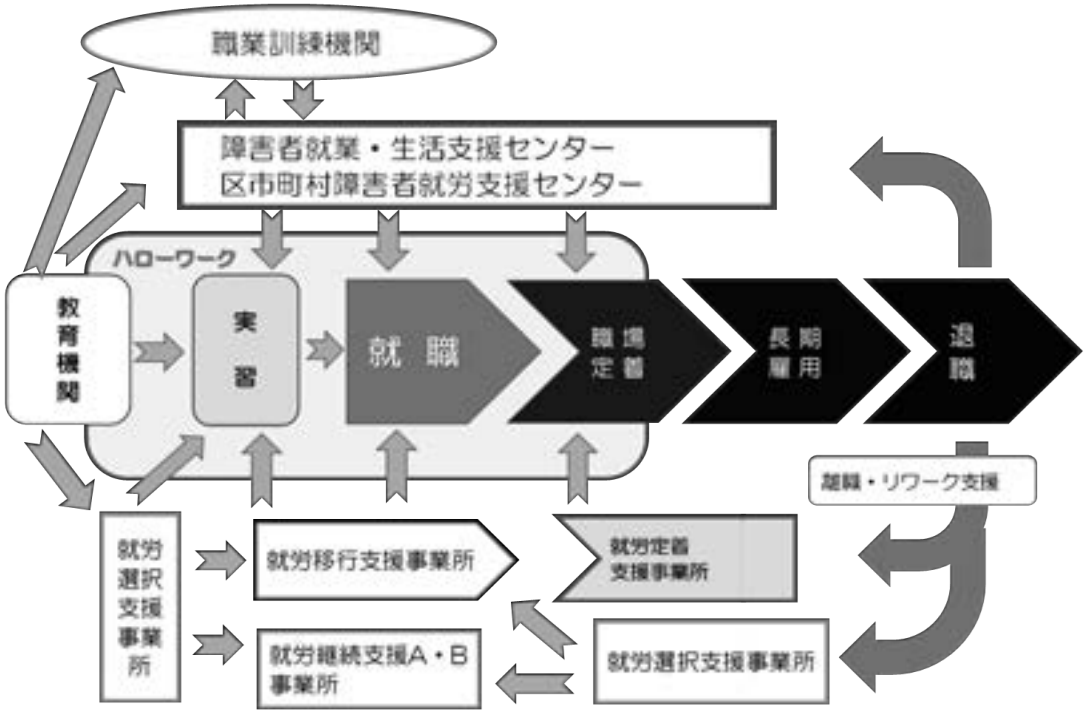
行動2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関は、障害者の就職への支援はもとより、就職後も定期的な職場訪問などにより職場定着支援や働く障害者に対する生活支援をしています。中途障害者や中途退職した障害者の再就職についても同様の支援をしています。

また、今後、「福祉から企業へ」だけでなく、障害者が定年等で企業を退職した後の福祉施設への移行など、「企業から福祉へ」も円滑に移行できるように支援をしていきます。

このようにして、障害者本人や家族が安心して企業就労にチャレンジし、企業も安心して雇用に踏み切ることができるよう、地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していきます。

＜ライフステージを通じた支援＞



（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、福祉施設、東京都）

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
2-1　区市町村障害者就労支援事業の充実　【再掲】 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 常勤　1人当たり7,507千円 非常勤1人当たり2,806千円 （都1/2 補助）	51区市町で整備 （23区・26市・2町）	51区市町で整備 （23区・26市・2町）	51区市町で整備 （23区・26市・2町）	身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供する体制を整備するため、引き続き設置を推進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村 障害者就労支援センター
2-2　障害者就業・生活支援センター事業　【再掲】 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認	【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター

視点２ 職業に向けた準備へのバックアップ

行動３ 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

都立特別支援学校においては、高等部生徒の自立と社会参加を目指し、これまで、民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業教育の習得を図り、近年では卒業生の約４割が一般就労しています。

今後は、小学部からのキャリア教育の充実に努めるとともに、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や実習先・雇用先の開拓を進める新たなシステムを構築するなど、職業的自立を支援する職業教育を充実します。

生徒全員の企業就労をめざす
知的障害特別支援学校高等部において、職業教育を主とする専門学科を開設

【就業技術科】
習得した知識と技能及び就労先での経験を基に、職責の範囲内で自ら判断し、職務を遂行する能力を育成することをねらいとする学科

永福学園	平成 19 年度開設
青峰学園	平成 21 年度開設
南大沢学園	平成 22 年度開設
志村学園	平成 25 年度開設
水元小合学園	平成 27 年度開設

【職能開発科】
就労先で求められる知識と技能を修得し、任された職務を正確に遂行できる能力を育成することをねらいとする学科

足立特別支援学校	平成 26 年度開設
港特別支援学校	平成 28 年度開設
江東特別支援学校	平成 30 年度開設
東久留米特別支援学校	令和　3 年度開設
青鳥特別支援学校	令和　5 年度開設
練馬特別支援学校	令和　6 年度開設
八王子南特別支援学校	令和　6 年度開設
北多摩地区特別支援学校（仮称）	令和 10 年度開設予定

（東京都教育委員会）

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
3-1　民間を活用した企業開拓 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先を開拓及び確保するしくみを構築する。	開拓企業数・実習受入可能企業数　152社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー）21人	開拓企業数・実習受入可能企業数　151社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー）20人	開拓企業数・実習受入可能企業数　163社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー）23人	前年度に引続き、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集・提供を行う。	【事業所管】 東京都 教育委員会 【実施主体】 特別支援学校
3-2　知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置 職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。	永福学園就業技術科 卒業生就職　94% 青峰学園就業技術科 卒業生就職　92% 南大沢学園就業技術科 卒業生就職　84% 志村学園就業技術科 卒業生就職　92% 水元小合学園 就業技術科 卒業生就職　97% 足立特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　89% 港特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　89% 江東特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　95% 東久留米特別支援学校　職能開発科 卒業生就職　92%	永福学園就業技術科 卒業生就職　86% 青峰学園就業技術科 卒業生就職　97% 南大沢学園就業技術科 卒業生就職　92% 志村学園就業技術科 卒業生就職　84% 水元小合学園 就業技術科 卒業生就職　95% 足立特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　90% 港特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　90% 江東特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　100% 東久留米特別支援学校　職能開発科 卒業生就職　97%	永福学園就業技術科 卒業生就職　89% 青峰学園就業技術科 卒業生就職　91% 南大沢学園就業技術科 卒業生就職　88% 志村学園就業技術科 卒業生就職　85% 水元小合学園 就業技術科 卒業生就職　91% 足立特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　84% 港特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　74% 江東特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　95% 東久留米特別支援学校　職能開発科 卒業生就職　95% 青鳥特別支援学校 職能開発科 卒業生就職　90%	就業技術科及び職能開発科の就業率向上を図るための支援を行う。	【事業所管】 東京都 教育委員会 【実施主体】 特別支援学校

行動４ 障害者のニーズ、企業のニーズに応じた職業訓練を実施します。

障害者の雇用を促進するため、障害者のニーズ、企業のニーズに対応した職業訓練を実施していきます。

○東京障害者職業能力開発校での訓練の充実

東京障害者職業能力開発校は、都立職業能力開発センター（一般校）の一般科目で訓練を受けることが困難な障害者を対象に、就職に向けた職業訓練を実施しています。

身体障害者、精神障害者、発達障害者、知的障害者を対象として、障害の種別に応じた様々な訓練を実施しており、専門知識や技術・技能の修得だけでなく、コミュニケーションやビジネスマナーなど、就職に必要なスキルが修得できます。

○都立職業能力開発センター（一般校）での訓練の充実

中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センターにおいて、知的障害者を対象とする実務作業科を設置しています。

今後とも、アンケート調査等を活用しつつ、障害者及び企業のニーズに応じた科目開発、訓練内容の見直し等を進め、訓練の充実を図っていきます。

（東京都）

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
4-1　東京障害者職業能力開発校における訓練の推進 調理・清掃サービス、オフィスワーク、ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、職域開発、実務作業、就業支援	身体障害者を対象として、様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また専門科目として、知的障害者を対象とした実務作業科、精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発科、身体障害者、精神障害者、発達障害者を対象とした就業支援科を実施。 実績：１０５名	身体障害者を対象として、様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また専門科目として、知的障害者を対象とした実務作業科、精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発科、身体障害者、精神障害者、発達障害者を対象とした就業支援科を実施。 実績：１２１名	身体障害者を対象として、様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また専門科目として、知的障害者を対象とした実務作業科、精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発科、身体障害者、精神障害者、発達障害者を対象とした就業支援科を実施。 実績：127名	平成30年度における新校舎の開設に伴い、実践的な訓練を実施するための実習室を設置し、これまで身体障害者のみを対象としていた訓練を精神・発達障害者にも対象を広げるなど、訓練対象者や科目の大幅な見直しをしているところであり、令和８年度も引き続き、同様の取組を実施していく。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京障害者職業能力開発校
4-2　一般校における障害者職業能力開発訓練の推進 知的障害者向け科目の一般展開　（実務作業科）	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：２６名	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：２６名	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：１９名	中央・城北職業能力開発センター板橋校 ２０名 城南職業能力開発センター　２０名 城東職業能力開発センター　２０名	【事業所管】 東京都 【実施主体】 都立職業能力開発センター

行動５ 企業等での訓練・実習の場を拡充します。

企業等での実習は、多数の企業等の協力により、特別支援学校や各機関での職業教育において、大きな成果を収めています。今後、新たに障害者雇用に取り組む企業が増えることが予想され、企業と障害者のマッチングを図るためにも実習の重要性はさらに増すと考えられるため、企業にとってはさらに実習が受け入れやすく、また、障害者にとってはさらに参加しやすい仕組みにしていきます。

あわせて、障害者委託訓練では、企業をはじめ社会福祉法人、ＮＰＯ法人等の多様な委託先で職業訓練を行っています。今後とも、ハローワークとの連携や企業ＯＢ等のコーディネーターの活用などを進め、多様な委託先を開拓して、訓練の充実を図っていきます。

（ハローワーク、東京都、東京しごと財団、東京都教育委員会）

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
5-1　障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充 身体、知的、精神障害者等で、公共職業安定所長の受講の推薦を受けた方を対象とし、企業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育機関等に委託して訓練を行う。	企業をはじめ、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、553名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、477名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、422名名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、令和７年度と同様に訓練を実施する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
5-2　障害者雇用就業総合推進事業の推進 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に向けた事業を実施する。	(1)就労支援機関との意見交換会　年1回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）　年2回 (3)特例子会社セミナー　年1回 (4)就業総合相談会　年6回 (5)保護者向けセミナー　年2回 (6)医療機関向けセミナー　年1回 (7)職場体験実習への保険料補助　年2,351件 (8)職場体験実習面談会　年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会　年4回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　25件 (11)障害者就活セミナー　年8回 (12)障害者雇用実務講座　年6回 (13)企業見学支援事業　年387件 (14)障害者雇用ナビゲート事業　新規 年65社 (15)大学等と連携したセミナー　年2回 (16)障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供　他	(1)就労支援機関との意見交換会　年1回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）　年2回 (3)特例子会社セミナー　年1回 (4)就業総合相談会　年4回 (5)保護者向けセミナー　年2回 (6)医療機関向けセミナー　年1回 (7)職場体験実習への保険料補助　年2,413件 (8)職場体験実習面談会　年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会　年4回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　33件 (11)障害者就活セミナー　年9回 (12)障害者雇用実務講座　年6回 (13)企業見学支援事業　年416件 (14)障害者雇用ナビゲート事業　新規 年65社 (15)大学等と連携したセミナー　年2回 (16)障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供　他	(1)就労支援機関との意見交換会　年1回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）　年2回 (3)特例子会社セミナー　年1回 (4)就業総合相談会　年5回 (5)保護者向けセミナー　年2回 (6)医療機関向けセミナー　年1回 (7)職場体験実習への保険料補助　年2，395件 (8)職場体験実習面談会　年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会　年4回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　16件 (11)障害者就活セミナー　年9回 (12)障害者雇用実務講座　年6回 (13)企業見学支援事業　年342件 (14)障害者雇用ナビゲート事業　新規 年65社 (15)大学等と連携したセミナー　年2回 (16)障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供　他	(1)就労支援機関との意見交換会　年2回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）　年3回 (3)特例子会社セミナー　年1回 (4)就業総合相談会　年5回 (5)保護者向けセミナー　年2回 (6)医療機関向けセミナー　年1回 (7)職場体験実習への保険料補助　年2,000件 (8)職場体験実習面談会　年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会　年4回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　75件 (11)障害者就活セミナー　年8回 (12)障害者雇用実務講座　年6回 (13)企業見学支援事業　年240件 (14)障害者雇用ナビゲート事業　新規 年70社 (15)大学等と連携したセミナー　年2回 (16)障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供 (17)中小企業と就労支援機関の交流会　年2回 他	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団

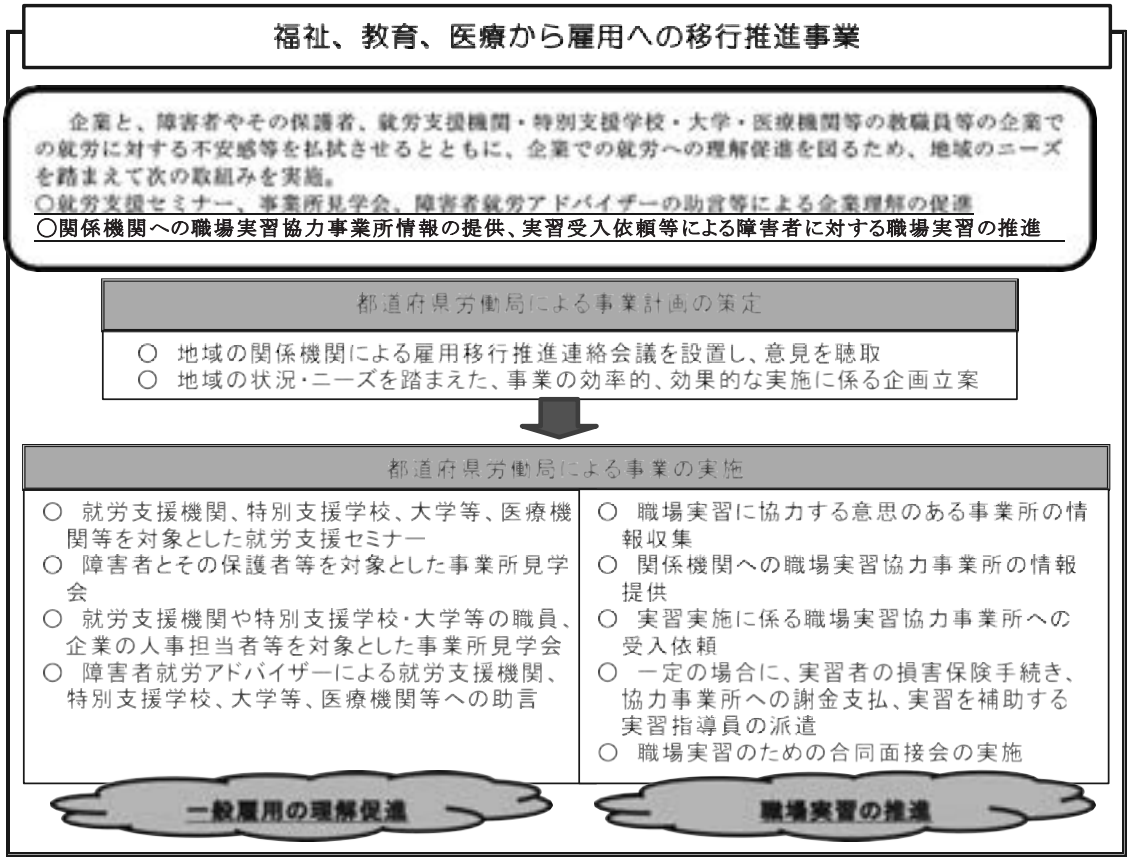
視点３「福祉施設等から企業へ」向かう流れ

行動６ 企業で働く意欲のある障害者を一般就労へつなげます。

都内には、福祉施設における就労の場として、障害者総合支援法に基づき就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）を運営する施設があり、令和７年10月からは就労選択支援事業も開始されています。

これらの福祉施設から企業への就労移行に向けて、利用者の働く意欲や力量を適切に判断して支援するとともに、区市町村障害者就労支援センターへの地域開拓促進コーディネーターの配置を進め、福祉施設や利用者本人、保護者などに積極的に働きかけ、働く意欲のある障害者を企業就労へとつなげていきます。

また、東京労働局においては、地域の関係機関の意見を踏まえ、企業での雇用についての就労支援機関や特別支援学校等における理解促進及び職場実習を推進し、福祉、教育、医療から雇用への移行を進めます。



（東京労働局、福祉施設、就労支援機関）

行動６を具体化する事業

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
6-1　地域開拓促進コーディネーターの設置促進 「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、企業側に対する障害者雇用へのアプローチを行い、福祉的就労から一般就労という環境整備を進める。 【補助単価】 一所当たり2,806千円 （都1/2 補助）	47区市町に設置	47区市町に設置	47区市町に設置	引き続き設置を促進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村
6-2　福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 企業での雇用についての理解促進及び職場実習の総合的かつ効率的な推進を図るため、各関係機関と連携し「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を実施	○東京労働局地域連携推進連絡会議の開催 （年２回開催） ○企業就労理解促進事業 ・就労支援セミナー （4回実施（YouTubeセミナー１回を含む）、参加６６名。YouTubeセミナーは再生回数1504回） ・事業所見学会 （6回実施、参加５６名） ○障害者職場実習 （19名） ○企業と移行推進事業所との面談会 （1回実施、参加企業20社、就労支援機関18事業所、面談回数59回）	○東京労働局地域連携推進連絡会議の開催 （年２回開催） ○企業就労理解促進事業 ・就労支援セミナー （4回実施（うち3回はハイブリッド方式での開催）、参加327名） ・事業所見学会 （８回実施、参加231名） ○障害者職場実習 （38名） ○企業と移行推進事業所との面談会 （2回実施、参加企業49社、就労支援機関27事業所、面談回数205回）	○東京労働局地域連携推進連絡会議の開催 （年２回開催） ○企業就労理解促進事業 ・就労支援セミナー （4回実施（うち２回はハイブリッド方式での開催）、参加189名） ・事業所見学会 （８回実施、参加206名） ○障害者職場実習 （29名） ○企業と就労支援事業所との面談会 （2回実施、参加企業78社、就労支援機関29事業所、面談回数263回）	福祉、教育、医療から雇用への移行を効果的に推進するため、関係機関と連携のもと就労支援セミナー及び事業所見学会、障害者の職場実習を実施し、企業における就労への理解の促進を図って行く。	【事業所管】 東京労働局